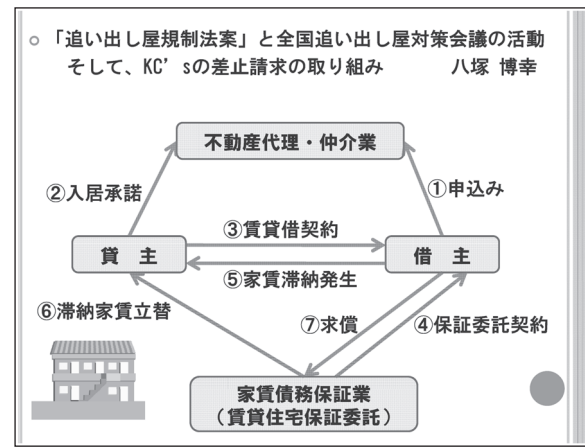


加することが必要」だと報告しました。

また、おおさかパルコープの組合員グループで健康食品の表示について検討を始めたことについて、健康食品会社を招いての学習会やアンケート活動を進めてきたことなどを紹介し、「生協の組合員がKC'sを身近で頼りになる存在だと感じてもらえればいいと思う」と、報告しました。

＜「全国追い出し屋対策会議」の活動と法改正、差止請求ができるKC'sの取り組み＞

司法書士の八塚博幸さんは、賃貸住宅保証委託契約についての説明のあと「保証業者は家賃滞納が発生すると手段を選ばず、留守中に鍵を変えるなど強引な方法をとっても回収しようとする」と、被害の実態について報告しました。



そして、全国追い出し屋対策会議が取り組んでいる被害者の救済や法規制などを求める活動とあわせて「KC'sのような適格消費者団体が、差止請求権を行使することが効果的だ」と訴えました。

KC's NEWS

No.27
2010.7.16

発行所 KC's事務局 〒540-0033 大阪市中央区石町1-1-1 天満橋千代田ビル2号館2階 TEL.06-6945-0729 FAX.06-6945-0730 eメール: info@kc-s.or.jp

差止請求と検討グループ活動の成果と課題を考える

KC's2010年度通常総会&記念シンポジウムに130名が参加

2010年6月26日(土)、大阪市西区の大阪科学技術センターで消費者支援機構関西2010年度通常総会と総会記念シンポジウムを開催しました。当日は130名の方にご出席いただきました。

「KC's通常総会」活動報告を承認し、活動計画を確認

通常総会にあたり、榎彰徳理事長は「KC'sでは2つの訴訟での成果をはじめ、差止請求活動を中心に活動が大きく広がった」ことを紹介し「今年の春には滋賀でネットワークができ、和歌山でも設立に向けた準備が進められている。地域の消費者団体と共に活動を広げていきたい」とあいさつしました。

＜より広く消費者つながり

消費者とともにすすめる活動を＞



西島秀向事務局長が議案提案を行い、今後も差止請求事業を強め、より広く消費者とつながり、消費者とともに活動をすすめていくことを確認しました。

また、野々山宏常任理事が国民生活センターの理事長就任を受けて退任された後任に、二之宮義人弁護士が理事として選任されました。

＜KC'sの活動に対する評価＞

鳥征一郎監事は監査報告の中で、検討委員長や理事が消費者庁や国民生活センターの職に就いた事に触れ「地方のNPOの人材が中央省庁をしっかり支えている」と評価いただきました。

また、調査人*報告を行った児玉憲夫弁護士は「予算規模を上回る成果をあげている」と評価する一方「活動継続のためには財政状況を広く理解いただき、会員拡大などの財源充実に知恵を出し合うべき」との所感が述べられました。

(※=外部監査のこと)

＜2つの差止請求訴訟の成果について＞

また、片山登志子副理事長（弁護士）は、2つの訴訟について報告し、「単に『悪質勧誘に注意』という警告ではなく、訴訟の場で判決あるいは和解を得て消費者に提供することによる啓発力の違いは大きい」と、訴訟によって得られた成果について報告しました。

	出席表決件数137票/表決権総数169票	
1号議案	09年度事業報告承認の件	賛成多数で可決
2号議案	09年度決算承認の件	賛成多数で可決
3号議案	役員選任の件	賛成多数で可決
4号議案	定款変更の件	2/3以上の賛成多数で可決

行政や地域からさまざまな取り組みや活動を発言

＜消費者ネットしが結成とKC'sとの連携＞

消費者ネットしがの椋田美美子さんは、滋賀の消費者行政の充実や消費者に対する学習啓発活動等の取り組み、またKC'sとの連携として検討グループの準備を進めていることなどを報告されました。

＜行政と専門家、消費者団体との連携で

悪質な事業者の排除をすすめる＞

京都府消費生活安全センターの足立敏センター長は「悪質な事業者に対しては、早い段階で警告を発することを心がけている」として、以下の取り組みを進めていることを報告しました。

- ・京都府・京都市・弁護士会・地元の適格消費者団体の4団体共催で「110番」を開催し、被害情報を分析



＜法令違反に対する3段階の手続き＞

(1) 3段階の手続き

- ①京都府・京都市による行政指導・警告
- ②110番で集まった被害について一括斡旋
- ③適格消費者団体による差止請求の申入れ

(2) それでも悪質行為を継続しているとき

- ①京都府・京都市による行政処分
- ②斡旋不成立の場合は集団訴訟
適格消費者団体による差止請求訴訟

また、足立さんは「悪質業者を京都から排除するだけでは不十分。関西をエリアとするKC'sでも同様の取り組みを展開して欲しい」と、行政と専門家、消費者団体との連携の拡大を求めました。

＜消費者学習資料づくりや健康食品表示の

検討など、多彩な活動を展開＞

こむらいふ奈良の辻由子さんは「消費者が楽しく学べるようなツール」として学習資料づくりを行ってきたことや、今取り組んでいる健康食品の表示検討グループについて報告しました。辻さんは「検討グループの1つとして健康食品の表示のまとめをしようということで取り組んでいる。こむらいふは学習活動も行っているが、ネットワークを作って消費者をもっと強い存在にするために勉強もしたいし、発言もしていきたい」と報告しました。

＜事業者と消費者との双方向コミュニケーションのあり方についての研究をすすめる＞

京都府生協連の小峰耕二専務理事（KC's理事）は「適格消費者団体と聞くと事業者を懲らしめる団体という印象を持つが、KC'sは真面目な事業者とともに子どもからお年寄りまで安心できる社会を作っていくために共同して健全で公正な市場を作っていくという団体だ」として、KC'sによる事業者と消費者との双方向コミュニケーションの具体的なあり方の研究会の開催などの取組みを紹介し、研究会への参加を呼びかけました。

英会話学校の不当勧誘などの差止請求訴訟を通して 差止請求訴訟の成果と課題を探る

英会話学校の不当勧誘と差止請求訴訟に至る経緯を劇団「そとばこまち」が熱演



第一部は、劇団「そとばこまち」のみなさんが訴訟に至る経過を分かりやすく熱演いただき、続いて、英会話学校の不当勧誘検討グループ長の住田浩史さん（差止請求訴訟主任弁護士）に、差止請求訴訟の意義と課題について伺いました。

差止請求訴訟の成果と課題

差止請求訴訟で見えてきた成果と課題

住田弁護士は、差止請求から違約金請求訴訟に至る取り組みの経過を振り返って、成果と課題について報告しました。

一 成果

① 不当勧誘の差止請求訴訟は日本初

立証が難しい不当勧誘に対して、消費生活セン

ターの協力で事情聴取ができたことにより、事業者には是正を求めるとともに、改善が見られない場合は裁判を通じてやめさせることができるという実績を示したこと。

② 勝訴以上の「和解」内容

不当勧誘などの行為をしないことを約束だけでなく、過去の不当な行為も認めたこと。また、今後、不当勧誘等を行った場合は違約金を支払うことなどを約束させたこと。

その後の違約金請求訴訟を通じて事業者が廃業し、市場から退場させたこと。

一 課題

① 情報収集の問題

被害者自身があきらめていることも多い中、情報収集が難しいのが実態。ホームページなどを活用した情報収集や消費生活センターへの情報提供申請を積極的に行うことが必要。

② 差止請求の限界

「被害者を救済する制度」と「不当な行為で得た利益を吐き出させる制度」の実現がないと、悪質な事業者を市場から退場させることはできない。

として、成果とともに明らかになった課題について取り組んでいくことが必要だと報告しました。

検討グループ活動の成果と課題について

各グループからの報告

検討グループ活動の概要について

仲宗根迪子検討委員は、KC'sが取り組んでいる検討案件の概要について報告し、これまで非公開としてきた事案の概要を公表した目的について説明しました。

一 成果

① KC'sの活動を消費者に知らせること

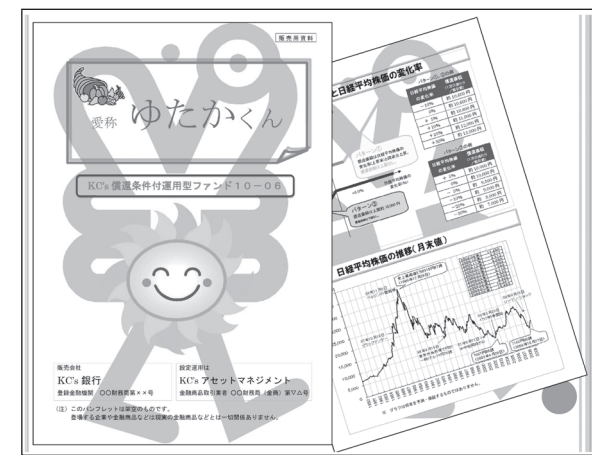
② 被害拡大を防ぐために消費者からの情報を募ること

そして、公開している事案の概要について触れ「ぜひ消費者被害をお寄せいただきたい。いろいろな事案を集めることが検討のために必要だ」と報告しました。

投資信託 商品と販売方法の問題

消費者に対するセミナーの開催

「金融商品検討グループ」の橋一亮さんは、大手銀行が販売している金融商品の問題と消費者に対する啓発セミナーの取り組みについて報告しました。



橋さんは「検討を進めている過程で、対象の商品は販売が中止され、差止の対象がなくなった」なかで「消費者に金融商品に対する知識を広げ、だまされない目を持ってもらおうと『金融商品セミナー』を6回にわたり開催してきた」と報告しました。また、グループの今後の活動について「セミナーでのアンケートをまとめて銀行や金融庁への申し入れなども行っていきたい」との展望を語りました。

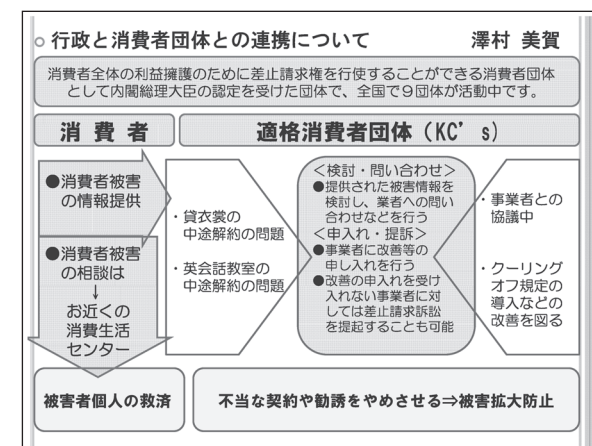
消費生活センターと消費者団体

との連携について

消費生活相談員の澤村美賀さんは、子ども向け英会話教室の解約に関して、消費生活センターへ相談した消費者からKC'sへの情報提供があったことと問題の検討経過について報告しました。

一 契約内容の問題点

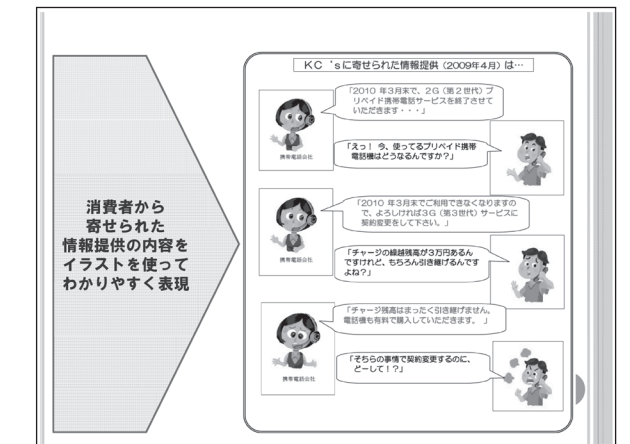
・「月謝制」を選択した場合、クーリングオフ制度が適用されないと書面に記載されている



澤村さんは、「消費生活センターでは、相談者一人ひとりの問題を解決することはできるが、問題のある契約書が使用され続ける限り消費者被害はなくなる」として「消費生活センターとKC'sとの連携をすすめていくことが、消費者被害の拡

大を防ぐ大きな力になる」と報告しました。

差止請求に必要な消費者からの情報提供 被害拡大防止に重要な消費者への情報提供



司法書士の淵田和子さんは「KC'sには年間約170件の被害情報の提供があり、その中から案件を選択し、検討グループが立ちあげられている」と報告する一方、課題について次の点を提起し、KC'sとして課題への取り組みを求めました。

一 課題

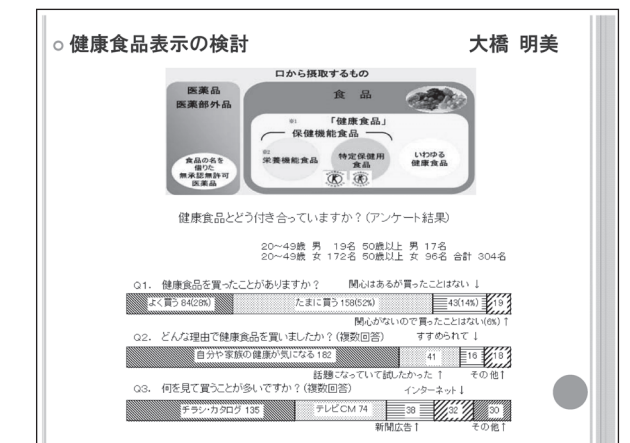
① 被害情報を多く集めないと立証できない

そのためには、適格消費者団体の認知度を高める必要がある。

② 被害を拡大させないための情報提供が重要

消費者に情報を提供するホームページで使われている言葉が難しく分かりにくい。そこでプリアイド携帯のグループではイラストなどを使って活動のまとめを行った。

消費者が検討グループに参加すること & 健康食品表示の検討をスタート



生協組合員の大橋明美さんは、自ら検討グループに参加して「消費者の目線で検討グループに参